

# 墨家の人口論について<sup>1</sup>

岡 本 光 生

## 1 問題の提起

戦国時代中期から漢代初期にかけて儒家、とりわけ荀子および儒家、墨家の両学派にたいし批判的な立場をとる思想家、思想学派、たとえば韓非子・莊子・天下篇は、墨家思想を経済にかんして特異な見解を有する学派としてとらえている<sup>2</sup>。ここにおいてわれわれは孟子および商君書・徠民篇の人口増加策との対比をとおして墨家の人口論の特色を考察し、墨家の経済思想の特色をより一層を明らかにしていきたい。いうまでもなく古代社会の経済的基礎は農業であり、人間の肉体労働が社会の富を生産する主要な手段である。それゆえ、社会の富を増加させるためにいかなる方法によって人口を増加させるか、この課題は、現実の問題に関心を有する思想学派にとって重要な課題となるのである。

## 2 韓非子の人口論

一般的に言えば、人口の増加を望むことは当然であって、たとえば墨子・尚賢上篇および下篇の冒頭には、今の王公大人は「国家之富、人民之衆、刑政之治」を欲するとある。しかし、人間は生産する存在である一方消費する存在でもある。したがって人間を生産する存在としてとらえるとき、人口の増加を求めることになるが、人間を消費する存在としてとらえるとき、人口が増加するという事態はもっとも好ましくない事態となるのである。

---

1 小稿は第9回墨学国際研討会（北京 2012年5月）において「関于墨家的人口論」と題して発表した原稿の日本語訳である。

2 拙稿「戦国末期から漢代初期にかけての墨家の様相——他学派からみた——」（『フィロソフィア』69 1981年）、「論戦国末期和漢代初期的墨家思想及其他学派对墨家思想的看法」（『墨家研究論叢』5 齊魯書社 2001年）を参照されたい。

韓非子・五蠹篇は、人口問題について墨家の見解とは明らかに異なる議論を展開して以下のようにいう。

古者丈夫不耕、草木之實足食也。婦人不織、禽獸之皮足衣也。不事力而養足、人民少而財有余。故民不爭。是以厚賞不行、重罰不用而民自治。今人有五子。不為多。子又有五子。大父未死而有二十五孫。是以人民衆而貨財寡。力勞而供養薄。故民爭。雖倍賞累罰而不免於亂。

「むかしは……働かないでも供給は十分であった。人口が少なかったのが財は相対的に余裕があった。かくて人々は争わなかった。……現代は人口が衆くなったので財は相対的に少なくなった。働いても供給は不十分である。かくて人々は争うようになった。」、韓非子は人間をみずからの欲求を追求しつつ、しかし財を生産しえない存在だととらえているのである。現代は、古代に比較してにおいて、人口が増加し、したがって欲求の総量は増加する。しかし人間が消費する存在としてのみとらえられている以上、財の総量は増加しない。かくて「賞を倍し罰を累ねても」人口の増加は社会の混乱を招くのである。

韓非子がこのような人口論を展開した背景には遊説家張儀が「韓地險惡山居。五穀所生、非菽而麥。民之食、大抵飯菽藿羹。一歲不収、民不饜糟糠。地不過九百里。無二歲之食」(史記・張儀列伝)と述べ、商君書・徠民篇が「(韓・魏・趙)土狹而民衆。其宅參而并処。……人之復陰陽沢水者過半。此其土之不足以生其民也」と述べているような韓地における土地と人口のアンバランス、人口過剰という状況があるであろう。

### 3 社会増をはかる人口増加策

戦国時代中期、梁の恵王は人口の増加を企図して孟子に以下のようにいう。

寡人之国也、尽心耳矣。河内凶、則移其民於河東、移其粟於河内。河東凶亦然。察隣国之政、無如寡人之用心者。隣国之民不加少、寡人之民不加多。何也。(孟子・梁恵王上)

粟を他地から移入させ、当地の食糧不足を解決する一方、人民をその本来の居住地から他地に移動せしめ、当地の食糧不足を解決するという発想がここにはみられる。飢饉、言い換えれば危機的状況は、人々を地縁と血縁のしがらみから切断する機会でもあるといえよう。

このことに関連して、一連の注目すべき事態が生じている。恵王31（BC340）年、すなわち孟子が恵王を訪問する数年前、魏は秦の軍事的圧迫を避けて首都を安邑から大梁へ移したのであるが（「史記」・魏世家）、この政策においても、危機的状況において強制的に個人を血縁と地縁との結合から切断するという発想がみられる。

漢書・高帝紀によれば、魏人周市は豊を攻撃したさい、豊人に向かい「豊、故梁徒也」と呼びかけている。漢書・集解所引の文潁注は「至文侯孫恵王、畏秦復徙都大梁。……至孫假爲所滅、転東於豊。故曰、豊、故梁徒也」とし、史記・集解所引の李斐注は「劉氏隨魏徙大梁、移住豊居中陽里」とし、若年時から劉邦につき従い、後に諸侯にとりたてられ、最後には匈奴に逃亡した盧縮について、史記・盧縮伝は「盧縮、豊人。与高祖同里」と述べている。以上の考察によれば、異姓雑居の里、すなわち血縁によって結合しているのではない中陽里は、また地縁によって結合している里でもなく、他郷からの移住者によって構成される里なのである。

人口増加策について、孟子は恵王に答えている。

五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣。雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣。百畝之田、勿奪其時、數口之家可以無飢矣。……斯天下之民至焉（孟子・梁恵王上）

ここにおいて、国境を越えた人々の移動を前提とした恵王の発想を肯定しつつ、孟子は「かくて天下の民はやってくるのである」とし、さらに移民に「五畝の宅」と「百畝の田」を給与してその生活を保障する方策を提起している。

孟子の見解によれば、農民でさえも「移動の自由」を持っているのであるが、このことは、斉の宣王との対話のなかでも以下のように言っていることでも明らかである。

尊賢使能、俊傑在位、則天下之士、皆悦而願立於其朝矣。市廛而不

征、則天下之商、皆悅而願藏於其市矣。関譏而不征、則天下之旅、皆悅而願出於其路矣。耕者助而不稅、則天下之農、皆悅而願耕於其野矣。  
(孟子・公孫丑上)

もしある君主が「耕すものには公田を耕す労役を課するが、私田の収穫には税をかけない」という政策を選択すれば、「天下の農」はおのずとそうした君主のもとに移動する、すなわち農民は商人と同質の「移動の自由」を有しているとされているのである。

商君書・徠民篇にもまた同様な発想がみられる。商君書・徠民篇はおそらくBC260年の長平の戦以後に成立した文献であると考えられるが<sup>3</sup>、ここで当時の韓・魏・趙の土地と人口とのバランスについて「此其土之以生民也」とし、秦のそれについては「民之不足実其土」とする。徠民篇によれば、周軍の勝利、華軍の勝利、長平の勝利にもかかわらず「秦之所亡民幾何。民客之兵、不得事本者幾何。臣窃以為不可数矣」、すなわち多くの戦死者を出し、「民之不足実其土」、人口過少に陥ったのである。秦の「耕戦之士」、人々を一方で耕し、一方で戦う土とする政策の矛盾がここに現れたのである。ここで徠民篇は人口過剰の韓・魏・趙から人口過少の秦へ民を移動せしめる方策を自問して以下の方法を提起する。

すなわち、韓・魏・趙から移民に労役と兵役を免除し農耕に専念せしめ、秦の旧民を戦闘に専念せしめる。さらに、移民が韓・魏・趙で爵を保持していたことを考慮し、かれらに授爵する、そうすることによって人口過剰の韓・魏・趙から人口過少の秦へ民を移動せしめるというのである。言い換えれば、“爵”と“復”とを用いて人民と土地との結合を切断するのである。

以上の考察によれば、徠民篇と孟子との人口増加策は、他地から当地に人々を移動させる、という発想において共通することが明らかになる。しかし、孟子において、人民は「凶年飢歳、君之民、老弱転乎溝壑、壮者散而之四方者幾千人矣」(梁恵王上)、あるいは「父母凍餓、兄弟妻子離散」(梁恵王下)とされる。孟子の人民はすでに本来の居住地との地縁結合を喪失しているのである。

3 商君書・徠民篇の作成年代については西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造」510頁(東大出版会 1961年)、賀凌虚「商君書今註今釈」120頁(台湾商務印書館 1987年)を参照されたい。

それにたいし、徠民篇の人民は“爵”と“復”とによってはじめて地縁結合から切断される、換言すれば人民は旧来の土地において十分に優遇されており、人民と旧来の土地との結合はきわめて強固なのである。

#### 4 自然増をはかる人口増加策——墨家の事例

墨子・節用上篇は人口増加策を提起して以下のようにいう。

丈夫年母敢不処家。女子年十五母敢不事人也。此聖王之法也。聖王既没、於民次也。其欲蚤処家者、有所二十年処家。其欲蚤晩家者、有所四十処家。以其蚤与晩相踐、后聖王之法十年。若純三年而字、子生可以二三人矣。不惟使民蚤処家而可以倍与。且不難已。

ここには婚姻の年齢を早めることによって人口の増加をはかるという発想がみられるのであるが、こうした発想は、越王句踐の早婚政策にもみられる。

寡人聞古之賢者、四方之民婦之、若水之婦下也。今寡人不能。将帥二三子夫婦以蕃。令壯者無取老婦、令老者無取壯婦。女子十七不嫁、其父母有罪。丈夫二十不娶、其父母有罪。将免者已告、公令医守之、生丈夫、二壺酒、一犬。生女子、二壺酒、一豚。生三人、公与之母。生二人、公与之餼。当室者死、三年积其政、支子死、三月积其政。必哭泣葬埋之、如其子。(国語・越語上)

ここではまず「古の賢者のもとに、四方の民が集まる」と民の移動を前提とする人口増加策を提起し、しかし「寡人不能」として新たな方法を提起する。すなわち「女子は十七歳、男子は二十歳にして結婚する」ことを「其父母有罪」として罰則をともなって父母に強制し、さらに妊娠女性の保護と乳児をもつ家族への経済的援助、たとえば三つ子を出産した家族へは乳母を派遣し、双子を生んだ家庭には食料を補填するといった援助を与えるという方策を提起するのである。

処罰をともなう早婚政策は、漢代初期にもまた採用された。漢書・高惠

高后文功臣表に「大都名城、民人散亡、戸口得而数裁什二三」、また陳平伝に「(曲逆) 秦時三万余戸。間者兵数起、多匿亡。今見五千余戸」とあるように漢代初期は、多年の戦争によって人口はきわめて減少した——政府の支配下から逃亡した人民もいた可能性もあり、したがって実態は表面上の人口減少ほどではなかったかもしれない——。この人口過少状況を改善するために恵帝六年冬、「女子年十五以上至三十不嫁、五算」という令が下された(漢書・恵帝紀)。人頭税である“算”は三年ごとに増加するのであるが、三〇歳をこえるともはや増加しない。女性の出産上限年齢は三〇歳であると想定したのであろう。このような政策を採用したのもかわらず、人口は依然として過少であったのであろう。文帝紀に「夫度田非益寡、而計民未加益、以口量地……食之甚不足者、其咎安在」(后元元年)とある。しかし、このような政策の効果であろうかあるいは長く続いた平和の効果であろうか、高惠高后文功臣表は「故逮文景四五世間、流民既帰、戸口亦息。列侯大者至三四万戸、小国自倍。富厚如之」という。すなわち文帝後半期から景帝期に至って、人口は増加に転じたのである。こうした状況はいわゆる「人口ボーナス」となって、武帝期の漢帝国隆盛の原因となったのであろう。

すでに述べたところであるが、墨子・節用上篇は自然増的人口増加論を提起して以下のようにいう。

丈夫年母敢不処家。女子年十五母敢不事人也。此聖王之法也。聖王既没、於民次也。其欲蚤処家者、有所二十年処家。其欲蚤晩家者、有所四十処家。以其蚤与晩相踐、后聖王之法十年。若純三年而字、子生可以二三人矣。不惟使民蚤処家而可以倍与。且不難已。

墨家のこのような言説の背景には

今万乘之国、墟城数於千、不勝而入。広衍数於万、不勝而辟。然則土地者所有余也、士民者所不足者也。今尽士民之死、嚴土地之患、以争墟地。則是棄所不足而重所有余也(非攻中)

とあるような人口と土地とのアンバランスがある。こうした現状認識を

前提に人口増加策を構想することは国語・越語上、汉书・惠帝紀にみられるそれと共通するが、節用上篇の場合、かなり厳密な計算がなされている。

女性の出産可能年齢の上限をX歳とする。現状の平均結婚年齢は「后聖王之法十年」すなわち25歳、聖王之法によれば15歳。ここで人口が2倍になるのであるから、

$$2(X - 25) = X - 15$$

という方程式が成立する。これを解いて

$$X = 35$$

女性の出産可能年齢の上限は35歳となる。「若純三年而字，子生可以二三人矣」とあるから、現状の女性が一生に産む子供数は2人から3人、平均2.5人、聖王之法にしたがえば4人から6人、平均5人となる。

この数字にしたがえば、墨家において現状の一家族の構成員数は5人前後になるが、この数字は戦国魏の政治家李悝の議論にみえる「一夫挟五口」（漢書・食貨志上）、前漢文帝期の晁錯の上奏文にみえる「五口之家」（漢書・食貨志上）、塩鉄論・散不足篇にみえる六口の家族、また前漢末期の人口統計（漢書・地理志）から導き出される一家族の構成員数とも一致する。

なお孟子は「数口之家」（梁惠王上）、「八口之家」（梁惠王上）、韓非子は「今人有五子」（五蠹篇）としている。孟子の場合、「五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣。雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣。百畝之田、勿奪其時、数口之家可以無飢矣。」（孟子・梁惠王上）とあるのにしたがえば「八口之家」は老人夫婦、息子夫婦、孫たちからなり、したがってここでの息子夫婦の間に生まれた子供の数は四人前後となろうし、文脈からして「大家族である八口之家であっても」と理解されるから、「八」はかなり多めに設定した数であろう。韓非子は「今人有五子。不為多」とするが、人口過剰を主張するかれの立論の都合のよい数字を述べたのであろうが、「聖王之法」にしたがった場合と同じ数になることは興味深い。

墨家のこの計算は、いわゆる合計特殊出生率の考え方に等しい。現在、合計特殊出生率の計算のさい、女性の出産可能年齢を15歳から49歳とするが、墨家は15歳から35歳としている違いがあるだけである。

合計特殊出生率の計算方法は

f(x)・・・調査対象において年齢xの女性が1年間に生んだこどもの数

g(x)・・・調査対象において年齢xの女性の数

$$\sum_{x=m}^n \frac{f(x)}{g(x)}$$

m : 女性の最小出産年齢

n : 女性の最大出産年齢

である。

x の範囲は女性の最小出産可能年齢から最大の出産可能年齢までであり、ここにおいて x の範囲は 15 歳から 49 歳（現代の基準）、15 歳から 35 歳（聖王之法による）、25 歳から 35 歳（后聖王之法十年すなわち墨家の把握する現状）、となる。

墨家の人口論を孟子の人口論と対比したとき、明確にみられる相違は「聖人為政一國、一國可倍也、大之為政天下、天下可倍也。非外取地也」（節用上）という前提のもとにその人口論が展開されていることである。

すでにみたように、他国から人を移動させることによって人口を増加させるのが孟子の人口論であった。それにたいし、一國あるいは天下という閉鎖された単位のなかで外との交流なしに人口を増やすのが墨家の人口論である。

閉鎖された単位を前提にしてもの増減を議論するという発想は、賢者を増やす方法を問題にした墨家の尚賢論にもみられる。尚賢上篇には「然則衆賢之術將奈何哉。子墨子言曰、譬若欲譬若欲衆善射御之士者。必將富之貴之、敬之譽之、然后國之善射御之士、將可得而衆也。況又有賢良之士、厚乎德行、弁乎言談、博乎道術者乎。此固國家之珍而社稷之佐也。必且富之貴之、敬之譽之、然后國之賢良之士、亦將可得而衆也」とあり、中篇は「古者聖王甚尊尚賢而任使能。……賢者拳賢而尚之、富之貴之、以為官長。不肖者抑而廢之、貧而賤之、以為徒役。是以民皆勸其賞畏其罰、相率而為賢。是以賢者衆而不肖者寡」としている。

賢者が他国から移動してくることによって賢者が増えるという孟子の発想とは明らかに異なって、一國という閉鎖された単位のうちで不賢者を賢者にすることによって賢者を増やすのが墨家の尚賢論<sup>4</sup>である。そして閉鎖された単位のなかでものを作り出すという点において墨家の尚賢論と人口論とは共通するのである。

4 抽稿「墨家の人間観——尚賢論と兼愛論を中心に——」（『早稲田大学文学研究科紀要別冊2 1967年』を参照されたい。